

# 防災品奏効事例

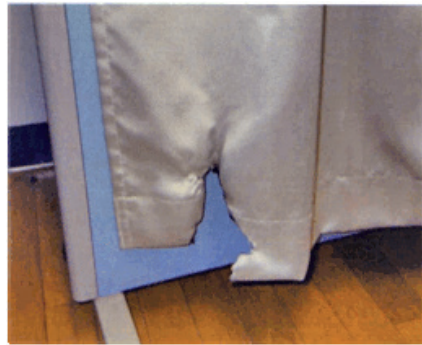
東京消防庁

最近の火災の中で、防災品を使用していたために、被害の拡大を防げた事例を紹介します。

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
①平成23年1月 特別支援学校の更衣室 (防災規制対象)	更衣室内のカーテンに何者かが何らかの火源を用いて放火したものの。教諭が生徒と共に2階の更衣室に入室したところ、プラスチックが燃えるような臭気を感じたため、周囲を確認すると、カーテンが焦げているのを確認した。	カーテンの生地はポリエステル100%製で、接炎したため焼損したが、防災品であったため下部の一部（底辺10cm、高さ10cmの三角形）の焼損に止まった。



①の一部焼損した防災カーテン（左下が焼損部分）



①の焼損部分の拡大写真

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
②平成23年1月 中学校の教室 (防災規制外)	教室内のカーテンに何者かが何らかの火源を用いて放火したものの。生徒からの報告により、教諭がカーテンに燃えた跡があることを発見した。	接炎したために焦げてはいるが、防災品であったため、縦7cm、横2.5cmの範囲の焼損に止まった。



②の一部焼損した防災カーテン（右側が焼損部分）



②の焼損部分の拡大写真

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
③平成23年2月 事務所の一般事務室 (防災規制外)	何者かが事務所窓ガラスを割り、窓ガラス付近の可燃物に何らかの火源を用いて放火したもの。警備会社に火元建物の火災と人感センサーの信号が入り、警備会社職員が現場に向かい、鍵で正面玄関の鍵を開放すると、玄関ロビー内が白煙で充満しているのを発見した。	窓ガラスに防災の布製ブラインドが設置されており、当ブラインドのみの一部の焼損と全体的な煤けに止まり他への延焼はなかった。
④平成23年5月 事業所の体育館 (防災規制外)	体育館のトレーニング室の冷暖房機電源コードがトラッキングを起こしたものの。 ベルが鳴動したので従業員が1階の受信盤を確認したところ、2階を表示していたので、2階に行くと窓のカーテンの下部から炎と煙が立ち上がっているのを発見した。	床置きコンセント上部に掛かっていたカーテン2枚の下部が焼損したが、防災のカーテンであったため、それ以上の延焼はなかった。
⑤平成24年5月 病院の休憩所 (防災規制対象)	何者かが病院内の休憩所と廊下を仕切る布製パーティション（防火物品の種類としてはカーテン）に放火したもの。	接炎部が焦げているが（縦5cm、横2cm）、防災カーテンであったため他への延焼はなかった。



④の下部が一部焼損した防災カーテン



⑤の下部が一部焼損したパーティション  
(防災カーテン)

以下は自動車やバイクのボディカバーに関する事例 (同一日、同一地域における放火事例)

時期／場所	火災と発見の概要	防災品の奏効概要
⑥平成24年6月 住宅敷地内	何者かが敷地内の自動車のボディカバーに放火したもの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑦平成24年6月 住宅敷地内	何者かが敷地内のバイクのボディカバーに放火したもの。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑧平成24年6月 住宅敷地内	何者かが敷地内のバイクのボディカバーに放火したもの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑨平成24年6月 屋外駐車場	何者かが敷地内の車のボディカバーに放火したもの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。
⑩平成24年6月 屋外駐車場	何者かが敷地内の車のボディカバーに放火したもの。点々と焼損跡があった。	防災ボディカバーであったため一部が焦げただけであった。



上は2枚とも⑥の放火され一部が焦げた防災ボディカバー